

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって（談話）

1 本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、県職員の給与及び勤務条件について報告し、あわせて給与の改定について勧告しました。

2 県職員の給与改定にあたっては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案して検討を行いました。その結果、本年の勧告では、月例給については、県職員の給与が民間の給与を1人あたり0.12%（421円）下回っていたことから、初任給及び若年層について、給料月額の上上げ改定を行うこととしました。

特別給（ボーナス）についても、県職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を下回っていたことから上上げを行い、年間4.50月分としました。月例給及び特別給の上上げは、6年連続となります。

このほか、本年は住居手当の見直しを行うこととしました。具体的には、人事院の勧告内容等を踏まえつつ、本県職員の手当の支給状況等を考慮して、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、その原資を用いて、手当額の上限の上上げを行うこととしました。

3 また、人材の確保・育成、女性職員の採用・登用の拡大、長時間勤務の改善や仕事と家庭の両立支援の推進、心身の健康づくりの充実などについて、県において今後とも努力することが必要である旨報告しております。

4 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われるものであり、長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着しています。

県職員においては、民間企業では厳しい経済環境のもと、様々な経営努力が懸命に行われていることを十分認識し、全体の奉仕者として厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、県民の公務に寄せる期待と要請に応え、県民に奉仕する県民本位の県政の推進に全力をあげて取り組まれるよう要望いたします。

県議会及び知事におかれては、勧告制度の趣旨と果たしている役割に十分ご理解をいただき、速やかに本勧告を実施されるよう要請いたします。

また、県民の皆様には、勧告制度の意義及び県職員の適正な処遇を確保することの必要性について、ご理解をいただきますようお願いいたします。

令和元年10月11日

富山県人事委員会委員長 川端 康夫